

は、旧ソビエトの崩壊であり、東ヨーロッパ諸国の政治、経済、軍事体制の変化でございます。そしてこの大きなうねりは日本の、その一自治体に過ぎない福生市にも少なからず影響を与えることとなりました。それは東京都が国に要請されたことによって一層大きな波紋を投げかけられることになりました「基地返還」という事柄でございます。

私は昨年、施政の方針を申し述べました際に、基地というものが固定的な考え方でとらえられているのではないかと申し上げましたが、世界情勢がこのように変化を見せまると、流動的な考え方に迫られることとなってきたかという思いがいたします。そこで今後基地問題にいかに対処していくかということになります。私は基地問題は世界情勢と国家間における動向を注視しながら、現実的に対応していくことが必要であると考えております。

すなわち本年、一月下旬、米国防省は在日米軍基地を含め、アジア・太平洋地域において、米軍の戦力削減を行っていく旨の発表をされております。あるいは米韓軍事演習は今後行わないとの報道もございました。しかしその一方で、依然としてアジア地域における不安定要素が多く、アジア地域の安全のために日本国内に展開する主要米軍基地の配備については大きな変化はないとの、米国防省高官の発言も報道されております。

また日本政府として、基地返還についてはその見通しとして見解も示されておりませんし、我が国の防衛予算の中でも米軍の国内配備に要する経費についての分担は、相変わらず高水準にあると思っております。実際のところ私どもが、目の当たりにいたします横田基地内では、依然として施設の建設がされているという状況にございます。

これらのことを踏まえつつ、今後の基地対応について考えてまいりますと、情勢の変化は見えますが、横田基地については当面多くの変化は望めないのではないかというのが、目下の私の心境でございます。ただ仮に将来の変化について考えるといまして、基地の九九％が国有地という現実の中で、返還をどのように実現させていくのか、現実的な手法として何が考えられるのか、その課題は余りにも大きいものであります。今後国や都などの各方面において、いろいろな議論がされてよいのではないかと考えてお

りますし、大いなる議論をいたしたいと念願いたしております。そうなりますれば、福生市も議会の皆様とよりよい御協議、検討の上、何らかの意見を言わせていただかなければならないと思っておりますが、現段階ではまだ慎重を期すべき時ではないかと存ずるものでございます。

なお巷間伝えられます「民間空港化」につきましては、私自身そのような考えで見解を述べたことはございませんが、近隣市町長さんの反対の御発言に対比させられる形で、私の「共同使用方式は現実性のある話題」という段階的返還の発言がひとり歩きをし、誤解されているものと思われま

す。いずれにいたしましても、この問題は私自身十分なデータの持ち合わせがあるというものではございませんし、市民生活に与える影響など考慮し、慎重な対応が必要と考えております。

ここで私が課題として引き継ぎました事案につきまして、改めて申し述べさせていただきます。その一つといたしまして先ほど片倉跡地の有効活用としまして、仮称福祉センターの建設を進めてまいりますことを申し上げましたが、この土地の有効活用は熊川地域のみならず、福生市の全域にわたる活性化の面からも重要なことと考えておりましたので、いろいろの研究の中で、都の多摩地域振興策の一つとして取り上げております大規模集客施設について福生市に誘致をいたすべく要請活動が続けてまいりました。この点につきましては、これまでも御報告申し上げてまいっておりますが、現在東京都では、多摩地域振興施策としての大規模集客施設につきまして、多摩東京移管百周年記念事業の推進とともに関連づけながら、現在それぞれの施設の配置について具体的な検討に入っております。

その中で福生市が強力に誘致運動を展開してまいりました宇宙科学館につきましては、いよいよ平成四年度には基本構想策定に向け、調査費として五千七百万円が東京都予算に計上されることとなりまして、より一層明るい見通しとなつてまいりましたのでございます。

次にこれもさきに触れましたが、熊川地区土地区画整理事業でございます。改めまして、今後の方針につきまして考えを申し述べさせていただきます。この事案につきましては、市議会でも大変御心配をいただいております。再三御報告を申し上げてまいっておりますが、これまでの経過を踏まえながら関係の上部機関とも協議を進めてまいりました中で、今の状況からさらに土地区画整理事業としてその進捗を図

るということは非常に困難なものと判断されるものでございます。とは申せ、このままではいつまでも今の状況が続く、地域にとりまして好ましい方向を見出すことができません。

そこでこの地域で何が最大の課題か、何が急がなければならないかを比較考量いたします中で、地元の方々の声として歩行者の通行の安全と、円滑な交通の確保を図ることが最重要、緊急課題とお聞きいたしておられますので、国道一六号線及び将来の圏央道へのアクセスをも含め考慮をいたしながら、陸橋通りの拡幅を先行させることとし、土地区画整理事業につきましては、その後再度関係権利者の皆さんとの協議を持つ中で、面的整備についての検討をさせていただきたいと考えているものでございます。

したがいまして今年度内に一定の方向づけをと申し上げておりましたが、今議会にはこのような私の考え方を示し申し上げ、今後地元の皆さんと拡幅先行の方向で協議に移ってまいりたいと、かように存じております。

第三は福生駅西口の整備でございます。西多摩の玄関として、福生市の中心商業地でございました福生駅の西口も、現在ではバスの通行も危険な状況となっております。商店街が本来持ちます利便性、快適性、安全性といった機能が発揮されず、好ましい状態にはございません。そのために地元商店街の皆さんとの協議を続けてまいりましたが、地元におかれましては都道の拡幅整備を行うことにより、事業の推進を図りたいという御意向として固まりましたので、市といたしましては道路拡幅先行の方向で東京都との交渉を持ち、事業の具体化について進めてまいりました。そしてこれまでに事業推進の一端として都によります現況などの測量にも入ってまいりましたが、都の道路交付金制度の対象路線として組み込まれ、平成四年度以降本格的な事業の取り組みを見ることがなくなってまいりましたので、拡幅整備により、今後の事業推進に努めてまいりたいと存じます。

続きまして今取り組みを急がなければならない課題につきまして、申し述べさせていただきます。その一つはごみ問題でございます。私はこの問題に対処すべく平成三年度に広く市民の御参加をいただきました。ごみ減量推進協議会を設けまして、ごみ減量方策につきましての御検討をお願いしてまいりました。つい先日、この協議会からの御意見のまとめをいただきましたが、平成四年度は御提言の趣旨を踏まえ、

施策化のために積極的に予算化を図っております。その中で、新年度から市民の皆さんに特段の御協力をお願い申し上げなければなりません。資源の日」を設けることとさせていただきます。これにより、分別収集のより一層の徹底を図ろうとするものでございます。この収集方法は、市民の皆さんにごみを徹底して分け、それから収集所にお出しいただくという御面倒な行為を、改めてお願い申し上げます。わけでございます。このことから市民の皆さんにごみ問題の深刻さを御認識していただくとともに、ごみに対する意識の改革をお願い申し上げます。

ごみ処理には大変多額の経費と処分するため、広い土地を必要といたします。福生市は三市一町で羽村市に、共同で設立しております西多摩衛生組合において、可燃ごみの処分を行っておりますが、この施設も老朽化し、ごみ排出量に焼却処分が追いつかない状態にございまして、近々施設の建てかえの必要がございますが、そのための事業費も総額でおよそ五百億円になろうという大きな額が見込まれますところでございます。それに伴います市の負担も、今後大変大きいものとなってまいります。

また不燃ごみにつきましては、市の東南部に地域の住民の方の御理解をいただき、自区内処理場としてリサイクルセンターを確保し、ここにおいて有価物の分別をし、残余につきましては埋め立てをいたしておりますが、最近の排出量の増加により、処分場もだんだん埋め立てが進んできておりまして、数年先には日の出町にございます広域処分組合の処分地に搬入しなければならぬ事態となっております。そのような点からも市民の皆さんお一人、お一人の御理解と御協力が何よりも重要となっております。捨てればごみ、分ければ資源でございます。何とぞ御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

二つには新たな行政課題となっております高齢化社会への対応でございます。高齢化社会の到来とともに、その施策のあり方が大変重要な課題となっております。私は福祉施策の基本的なあり方としては、各種の施策が市民一人一人の自立のためのカンフル剤となるものでなければならぬと考えるものでございます。いわば薬漬けで自己回復力を失ってしまうような施策のあり方であってはならないということです。ります。このような考え方のもとで、高齢化施策を考えますときに、その課題を乗り切るための決定打は

何と申しまして、人の力、その力の集合であると認識するものでございます。

言われますように在宅福祉は、今住まうところで安らかな日々を送るということであり、その安心と安らぎのものは助けあえる人が身近にいる、いざというときに身近の力で助けあえるということであると存じます。しかしこの身近の助けあいの力は、一朝一夕に生まれるものではないと存じますし、ひとり行政の力でなし得るものでもございません。市民の皆さんと行政との総和としてなし遂げられるものと存じます。そのためには日ごろの地域での連携がなければ成り立ちません。その点福生市には幸いにも町会、自治会という自主的な地域組織がございます。この組織が地域内でより一層連携を深めれば、継続的な活動をされる中から連携し、共に生きる力が培われるものと存じます。

そこでこのような地域での連携を高め、総合援助と協力を強固なものとしていくために、平成四年度の施策として地域活性化交付金制度の創設を御提案申し上げております。この制度は、基本としては地域での自主活動を支援し、地域の活性化を図ろうとするものでございますが、これが一つのきっかけとなって、地域での相互援助、相互協力の輪となり、今後の高齢化社会や、生涯学習社会、あるいは余暇時代の到来に備えることとしていただければ、何よりのことと期待するものでございます。

以上、平成四年度の市政運営の基本的な考え方につきまして、申し上げます。

それでは、続きまして平成四年度の予算につきまして、いささかその概要を申し述べさせていただきます。平成四年度の予算の編成に当たりましては、計画行政の方針にのっとりまして、総合計画のもとに実施計画を策定する中で、施策内容の創意と工夫を旨として事業の点検をし、予算措置をいたしております。歳入の見積もりでは自主財源の確保に努める一方、歳出面では経常経費の抑制を図り、重点施策への計画的、効率的配分を考慮いたしております。財政規模といたしましては、一般会計におきまして、百九十九億七千八百三十万円、前年度比一九・五％の高い伸びとなっております。この伸び率につきましては、国、都、あるいは地方財政計画で示されておりますところよりはるかに高いものとなっておりますが、これは新年度におきまして、仮称福生地域体育館の用地買収を予定しておりますところから、このような伸びとなっておりますのでございます。

特別会計では国民健康保険会計、老人保健医療会計、下水道事業会計及び受託水道会計の四会計をあわせまして、七十五億一千六百三十三万四千円で、三・六％の伸びとなっております。以上、全会計合計いたしまして、総額で二百七十四億九千四百六十三万四千円、一四・七％の伸びとなっております。

次に一般会計につきまして、概要を申し上げます。まず歳入面では市税におきまして、譲渡所得の伸び等を見込みました。地方交付税では本年度の実績による伸びと、基準財政収入額を上回る基準財政需要額の伸びが見込まれます。都支出金では、熊川保育園改築補助金が増加しますことや、仮称福生地域体育館用地購入等に充てるための都市施設整備基金から十七億円を繰り入れることなどにより積算いたしております。また市債では、仮称福生地域体育館用地購入の起債の増加を見込んでおります。

続きまして歳出につきましては、実施計画の分野別の施策に沿いまして、重要な点を御説明申し上げます。初めに教育、文化の分野では、私立幼稚園児の保護者負担軽減補助金につきまして、補助単価の引き上げを行ってまいります。中学校ではコンピューター教室の設置を行います。

保護者の負担軽減につきましては、教材費、修学旅行事業につきまして、本年度も補助額の引き上げを予定いたしております。また日本語の話せない外国人児童、生徒への対応といたしまして、講師にお願いし、新たに日本語適応指導を図ることといたしております。なお青少年海外派遣事業につきましては、新年度も引き続き、中学生の派遣を行います。

生涯学習施策の充実として、文化面では福生市を特徴づけ、国際性を高め、伝統文化を育む施策として新たに茶室の建設をいたしたいと考えておりますし、長年懸案となっておりました中央図書館の夜間開館につきましても、週二日でございますが、実施してまいります。スポーツ面では福生地域体育館の建設に向け、用地買収に入っております。

次に福祉、保健の分野では、老人保健福祉など、福祉計画の策定に取り組むため、専管の部署を設けました。当面は事務費の計上となっております。仮称福祉センターの建設につきましては、新年度では設計費を計上いたしました。

社会福祉協議会の活動を強化していくために、福祉基金増額のための補助と、有償サービス事業の取り

組みを進めるためのふれあい基金増額のための補助を行うことといたしました。児童福祉施策では、民間保育所への助成の充実と、無認可保育室職員期末援助費補助の新規施策にも取り組みます。

高齢者福祉施策では、付き添い看護料資金の貸し付けを制度化し、そのための基金を設けることといたしました。また高齢者世帯への住宅施策として、一定額以下の所得の世帯に対する家賃助成について、新規に制度化を行うことといたしました。心身障害者福祉施策では、れんげ園の入所者の増加に対し、従事職員を増員するため、委託料について増額いたしました。保健、医療施策では市民の保健、レジャー施策として新たに市民保養施設宿泊助成制度を設け、宿泊費の助成を行うことといたしました。

都市基盤整備の分野では、都市計画道路三・四・六号線、福生駅西口前道路の用地測量等の事業費を計上しております。水と緑の施策では、本年度までに着手しました設計をもとに、南公園、福生公園の改良事業に取り組みます。また熊川緑地につきましても、用地買収を進めるとともに、橋のかけかえのための設計を行ってまいります。このほか生け垣の奨励事業で、これまでの基準を緩和し、助成の対象を拡大することといたしました。

生活基盤整備の分野では、防災施策において地域防災計画の改定に取り組みます。青梅線以東の防災設備の充実として、災害備蓄庫を設置いたします。

交通安全施策といたしましては、拜島駅北口及び熊川駅東に自転車駐車を設置いたします。なお、自転車駐車場の整備員の増員を予定いたしております。

環境衛生施策では、ごみ減量と分別収集の徹底を図るため、不燃、可燃の資源ごみ収集委託を新たに始めてまいります。また鉄類の収集について取り引き相場の環境が極端に変わっております、新たな処理委託の費用を計上することとなりました。

消費者生活施策では、不要品の交換会としてガレージセールを企画し、実施することといたしました。産業の振興分野では、福生市におきます最大のイベント、七夕まつりの充実を図るため、委託料を増額いたしました。また昨年実施されました商工まつりにつきまして、今年度も引き続き商工会を中心に行われますことから、それに対して助成をしていくことといたしました。

プチギャラリーの物産展示につきましては、新年度は展示即売を行うべく計画をいたしております。観光施策でははたるまつりへの助成について増額をいたしております。

最後に構想の推進の分野では、コミュニティ施策の充実を図るべく、新たに地域活性化交付金の制度を設けました。これは町会や自治会での自主的なコミュニティ活動の取り組みに対して、市としても支援をしていこうとするものでございます。

また従来の行政事務委託料につきましても、町会活動補助金に改め、町会や自治会の助成とすることといたしました。広報広聴施策では市議会だよりにつきまして、従来のB5サイズから、タブロイド判に紙面の変更となります。

また市制二十周年事業として取り組みましたふっさ十景について、絵葉書を作成することといたしました。

職員の研修につきましては、海外研修についても事業項目として採用することとしております。

事務のOA化施策につきましては、自庁のコンピュータでの処理業務量の増加や、応答速度の遅さなど事務処理に不自由を来しております、あわせて現在の機器につきましてのリース期間が経過しておりますので、ここで機種のカえを予定いたしております。

広域行政施策では、西多摩地域広域行政圏協議会の事務局強化を図るために、青梅市から職員の派遣をすることとなりました。そのための人件費の負担が計上されております。

また多摩東京移管百周年記念事業として取り組まれております、TAMARAいふ21事業につきまして、福生市へも負担が求められておりますところから、平成四年度分につきましての計上をいたしました。以上、平成四年度予算につきまして、その概要を申し上げます。

最後に、私の任期は本年五月二十日まででございますが、この間力不足の私に對しまして、議会各位には何かと御支援、御鞭撻を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。任期満了に伴います市長選挙につきましては、私の支持者からは引き続き市政を担当すべく立候補すべきとの御指示がございまして、熟慮いたしました結果、今期お約束をいたしました施策の達成にはなお時間をいただき、担当させていただきます。

なければならぬ事業もございますので、再度出馬すべく意を決した次第でございます。ここにその点につきまして御報告申し上げる次第でございます。

以上、大変長時間にわたりましたが、これをもちまして、平成四年度の、私の施政方針とさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（赤星行人君） 以上で市長の施政方針演説についての発言は終わりました。
十一時まで休憩をいたします。

午前 十時 四十六分 休憩

午前十一時 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（赤星行人君） 日程第四 一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。まず十三番 遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） おはようございます。それでは通告に基づきまして、一般質問を行います。

一般質問の項目は三つからなっております。一つ目は横田基地について、ごみ対策について、最後には情報公開の制度についてということでお尋ねをいたします。

まず第一番目の横田基地についてですけれども、ただいまの市長の施政方針演説の中にも、民間空港化の問題について触れられたところがありました。実際上は本年の一月二十八日号の朝日新聞発行の週刊誌「アエラ」、例えば「在日米軍横田基地が民間空港になる日」というような、大変に大きな特集がありました。人々の耳目を集めたところです。また一月五日付の読売新聞でも「首都圏新空港横田基地を転用へ」というところで、鈴木知事も積極的な姿勢を示しているというような大きな記事が出ました。また一月十七日

にも読売新聞の特集の記事といたしまして、「不協和音を生む地方自治体」といった形での記事が出始めています。こうした中で福生市は一体どのような形でこの民間空港化の問題、ひいていえば横田基地跡地のことを考えるかということについて、市長の見解を伺っていきたく思っています。

ただいまの施政方針演説の中でも、基地は九九％国有地という現実があるのだということのようなこともおっしゃられていますし、また民間空港化については、市長自身は見解を述べたことではないけれども、近隣の市町長さんの反対の意見に対比する形で、市長の意見が出たのであるというような所信が表明をされました。実際上、新聞記事の中などには、市長が民間空港をあたかも歓迎をしているかのごとき記事もあります。こうした中でぜひ、実際上はただいま横田基地年間に約一万二千回程度の飛行ですけれども、これが資料によりますと、ほぼ五万回を超すような、大変な量の飛行回数になるのではないかとこの予測もされています。現実には、ただいま二十四時間使用の飛行場ですけれども、これが民間空港になれば、日本国内法、つまり航空法の適用範囲になりますから、深夜・早朝の飛行はなくなるわけです。しかしこれにしましても、深夜・早朝の飛行がない中でも、五万回を超す飛行というのは大変な騒音になるはずで、こうした中で例えば昭島の伊藤市長は、航空機の騒音と事故の危険にさらされているのでとても賛成はできない、反対の要望書を出している。また立川の青木市長は、騒音がふえることは、市民が苦しみことになる。また井上羽村市長は、騒音が出る米軍基地は迷惑施設である。飛行機がふえるのは歓迎できないというような形のコメントが出ています。

この一月十七日の読売新聞の中には、石川市長が、今後も航空需要はふえ続けると予想される上、多摩地区の活性化を考えると、民間空港化はよいことだと思う。騒音問題をどうクリアするかがポイントだと、やみくもには反対をしないと、こういうコメントが出ています。コメントですから、新聞記者さんの主観が入っていることがあると思いますが、このようなことも含めまして、市長の基本的な見解を伺っていきたく思っています。

その次のことですけれども、実は私も参加をしております草の根の市民運動、太平洋軍備撤廃運動、P C D Sというふうに称しますけれども、今回、米議会の調査団の「米国海軍基地の環境政策に対する報告

書」というのを手にいれました。どういうものかといいますと、全体といたしましては非常に膨大なもので、その一部だけしか持ってきていませんけれども、そういったものが出ています。例えばこういった資料なのです。これは何かといいますと、アメリカの下院の軍備委員会環境回復審議会、リチャード・レイさんという議員さん、下院議員さんが議長をやっているものですから、これがレイ報告と呼ばれていますけれども、これが一九九〇年から九一年に關しまして、日本並びに太平洋地域、韓国も含めまして、二十の軍事施設に対して調査を行っています。日本では横須賀、相模原、横田、それからキャンプバトラー、嘉手納というようなことで訪問をしているわけです。これがレイ報告と呼ばれているものです。

またもう一つの報告も私も軍縮運動が手に入れておりまして、それはアメリカの合衆国の会計検査院、GAOと言いますけれども、GAO報告の危険廃棄物管理、海外基地における問題点という、つまりこれはGAO報告というふうに呼ばれていますけれども、こういった報告を入手をいたしました。これはアメリカ合衆国におきます情報公開法に基づきまして、いかなる国の人々であろうと、手続きを取ることで情報を獲得することができるという合衆国の法律に基づいて行いました。当然弁護士を通して行いましたので、多額の費用がかかってきたわけですけれども、この調査の中で幾つかの基地での、例えばポリ塩化ビフェニール、PCBの汚染などが報告をされています。我が福生市に三分の一を占めております横田基地におきまして、この調査が行われました。私どもが今のところ読み下した中では、横田基地に関する具体的な危険物ということの報告というのは出ておりませんけれども、いずれにしても、この報告の中で指摘されていることは、アメリカの海外基地におきましては、それぞれの国における環境基準や、あるいはアメリカ合衆国の中における危険物廃棄、あるいは環境における問題、資源保存回収法に従ってはいないという非常に危険な結果が出ています。

既に報道されていますけれども、沖縄の嘉手納基地の中においてはポリ塩化ビフェニール、つまりPCBの蓄積の問題、あるいは相模原市の補給廠におきましては有害物質、トリクロロエチレンが検出されるなどの幾つかの問題が起っています。これらに対して我が福生市におきましては、基地の中におけるこうした廃棄物の処理についてどのようにお考えにならっしゃるかを伺いたい。

またもう一つは基地外の問題ですけれども、既に御承知のとおり横田基地内に出ております廃棄物に關しましては、業者委託の形でさまざまな形で基地外に排出もされています。このごろは聞きませんけれども、入間市域や狭山市域における米軍のごみ穴の問題というような問題が起っています。そうした中で、横田基地から排出をされる排水、雨水などにおきます有害物質につきましては、福生市はどのような形で対処し、どのような形で調査をしているかということをお伺いしたいと思います。

三番目が、既に二月の末に行われましたアメリカ海軍航空母艦インディペンデンスの艦載機の市内訓練について伺っておきたいと思っています。既にインディペンデンスは韓国沖に出航いたしましたので、きょう、あすの訓練というのはないことは予想されていますけれども、どうもインディペンデンスが横須賀を母港に定めて以来、定期的、定例的な市内での訓練が行われているというふうに感じます。十二月に行い、また二月に行われていますけれども、このことにつきまして我が市が対応した態度、あるいは市内訓練の実態、夜間訓練の回数等々について伺っておきたいと思っています。今回、特にS3B、バイキングの市内の訓練というのが大変にうるさくなっていると思います。私の自宅にも、こうした夜間訓練を何とかしてほしいという電話が期間中何本もありまして、実際、私ができることは大したことがないわけですから、私も、そうした中で、市に対するきちんとした市民の態度が必要であるということを話をしてきました。こうした中で、市長並びに行政は、これらの市内夜間訓練についてどのような態度を取ってきたかを伺っていききたいと思います。

四番目には、十二月、二月期の飛行回数について伺います。市長の所信表明の中にもありましたとおり、十年以上長く続きましたアメリカと韓国の合同演習、チームスピリットはことし中止になりました。このことによりまして、毎年二月から四月期にかけての横田基地での騒音というのは、非常に減ってくるのではないかと予想はされますけれども、その中で十二月、二月期のリサイクルセンター、あるいは市役所上空での飛行回数について伺っておきたいと思っています。

続きましてはごみ対策についてです。福生市ではもう既に牛乳パックのリサイクルを初めといたしますリサイクルについては取り組みを始めました。こうした中で、福生市が既に行っております牛乳パックの

回収についてどのぐらいの実績が上がっているものかということをお伺いしたいと思います。

また新聞報道にもありますとおり、こうした牛乳パックの回収のその後の問題、つまり牛乳パックでの再生紙の使用の問題というのがあります。私がおります西多摩生協でも実はこうしたものを組合の皆さんに利用していただくことで、牛乳パックの再生を図っています。現実には静岡のメーカー一社だけが、牛乳パックからトイレットペーパーなどをつくっておりましても、こうしたトイレットペーパーの市の機関での使用、学校での使用なども含めて、こうした市民の皆さんから集められた善意の牛乳パックのリサイクルについて、市が積極的にその再生品を使うという形について考え方を伺っておきたいと思っています。

二番目には既に昨年の一般質問でも行いましたけれども、市の機関、あるいは教育委員会所管の学校や公民館などにおける再生紙の利用について、さらに伺っておきたいと思っています。既に私どもの手にあります市の広報、お知らせなどは、再生紙が利用されています。こうした中で、再生紙の利用にしましては、例えば酸性紙という形で長期保存の問題等々があって、幾つかの研究課題があるというのが今の答弁の中身でした。こうした中で、中性紙にかわるような再生紙というののもどんでんできている現状の中で、ぜひこれよりさらに再生紙の利用を進めていただきたいというふうに思っていますけれども、そうした市の考え方を伺っていきたくと思っています。

それから、まず何よりも今回の施政方針の中でも、ごみの問題につきましては非常に多くの行数を割いて、市長は主張しておられますけれども、まず腕から始めよということで、市役所の中での、例えば新聞紙などのリサイクルをどのように行っていくのか。あるいは再生紙をどのような形で活用するのかということについても伺っておきたいと思っています。

三番目には、不燃ごみの収集方法について伺っていきたくと思っています。次年度からは資源ごみの日ということが設定される。市民の皆さんの多くが要望なさっていた形でのリサイクルが実現していくことは、市の行政にとっても非常に好ましいことであると思っています。その中で特に瓶の回収の問題について、幾つか今までも指摘をしてきました。例えば瓶につきましては、一回で使ってしまった、そのまま捨

てるようなワンウェイの瓶、それから再生可能な一升瓶のようなリタールな瓶というふうに分かれていきます。現在の収集方法の中では、パッカー車の利用によって、リタール可能な瓶につきましても、次々にやはり割れてしまうということをお指摘をいたしました。

現実には、カレット化、つまり破碎をするわけですから、こうした割れても構わないという形になるのかもしれないけれども、実際市民の目から見ますと、収集段階で瓶が割れ始めているということは、再利用ということを考えるととてもつらいというようなことを指摘申し上げました。そのときの御答弁というのは、つまりごみの収集の場合、特に不燃ごみの場合には、重量の問題があるわけです。瓶を担ぎ上げることによる問題というのが、ごみ収集の現実的な労働現場における問題の発生をするというのが答弁の中身でした。

私はこの点につきましても、市民の皆さんとの懇談を続ける中で、ぜひ不燃ごみの収集に関しては、例えばリフト車の活用などについて、つまり実際には機械でごみを持ち上げるような形での不燃ごみの収集方法はできないものだろうか。そのような形が我が市だけで難しければ、新しい形でのごみの収集車を幾つかの町や幾つかの市で共同で研究や開発をすることはできないのだろうかということの意見をいただきました。このことについてぜひ実際に、ごみを収集をしている現場の声を聞きましても、今のパッカー車の形態のままですと、例えば瓶が割れたり、事故ということが形の上ではあるようです。あるいはリサイクルセンターの中におきましても、ごみの手での選別のときには、できれば瓶は割れていない形が望ましいということも言われています。そうした中で、こうした重量を伴うような不燃ごみの収集方法について、特に収集車の改良、改善について市は考え方を持っているかどうかということをお伺いしたいと思います。

三番目には情報公開の問題です。今まで五度にわたってこのことを一般質問をしてきました。日本国憲法の中にもうたわれている知る権利の問題や、あるいは民主的な開かれた社会を実現するためには、行政の持つ情報が、広く住民の皆さんに公開をされていることが必要であるということを主張してきました。そのことは石川市長におかれましても全く同じお考えのもとに、この準備をなさっているというふうに、

今まで一般質問のお答えでいただいています。それではそろそろこれらにつきまして、どのような形で進んでいるかということをご希望しておきたいと思っています。

情報公開制度につきましては、非常に先進的な逗子市におきましては、昨年度からは未成熟情報、つまり今行政として進行しつつあるような、つまり完全な形で終了していかないものに関しても、情報を公開するというところに踏み切っています。このことにつきましては、実際の役所の仕事の中心にかかわってくるわけですから、大変にそれにかかわる行政の人たちにとっては、非常に重いことになることも幾つもあるわけです。あるいは市の計画が、計画段階で次々に情報公開されるわけですから、例えば利権の問題が発生することもあるわけです。しかしそうした中で、この未成熟情報については、逗子市は頑張り始めています。そうした中で、我が市はこうした情報公開についてどのような形で進行し、どのような形で市民の皆さんに対し提供するかということをお話しておきたいと思っています。

またもう一つは、このことと裏腹の関係になりますけれども、市民の皆さんの基本的な個人情報の保護について、個人情報保護条例をつくり出すというふうにお話をいただいているわけですが、このことについてはどのような形になっているかを伺っておきたいと思っています。既に福生市では、電子計算機などを使うことの組織にかかわる個人情報の保護に關しましては、規則が制定をされているはずですが、しかし現実には、今回の施政方針の中でも、コンピュータにおけるアクセスの問題や、そのスピード化の問題などということが挙げられております。情報は日に日に膨れ上がるわけです。その意味からいいますと、既にパソコンやワープロで処理されている個人情報ほとんどふえています。また手によります手情報の処理文書もふえているのが現実ではないかと思っています。

こうした中で、総合的な個人情報の保護条例が必要ではないかと思っています。公的な機関が個人情報を必要以上に収集することを戒めたり、あるいは市民それぞれ自身が自分の情報の開示を求める権利を求める規定をつくったり、あるいは誤った自分の情報についての訂正や削除や、利用の中止を求めるような権利を規定する点などが必要になってくると思っています。このことにつきまして、情報公開条例とはメダルの裏表の形になるかもしれませんが、こうした個人情報の保護条例につきましては、規則からさらに

に条例化へ進むための過程がどのような形で進んでいるかということをお話しておきたいと思っています。

以上三点が、私の一般質問です。壇上からの質問はここまでです。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 遠藤議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

横田基地についての一点目、民間空港化などについての市長の考え方についてでございますが、基地に關します私の考え方につきましては、先ほどの施政方針でも申し上げましたところでございます。

横田基地につきましては、情勢の変化が見えますものの、当面多くの変化は望めないのではないかというのが目下の私の心境であるということでございます。現時点におきましては、返還について具体的な行動を起こすべき状況下には至っていないものと認識いたしておるところでございます。同時に今後返還問題に關し、国や都など各方面において、大いに議論をしていただきたいと強く念願をいたしておりますし、でき得る限りの情報収集等に努め、国際情勢の推移等見極めつつ、的確な対応をいたしてまいりたいと考えております。

民間空港化につきましては、段階的返還の手法と申すべき共同使用方式は現実的な話題であり、関心を持っていると申し上げたことはございますが、民間空港化は賛成と申し上げた事実はないところでございます。いずれにいたしましても、この問題は私自身十分なデータの持ち合わせがあるというものではございませんし、騒音問題等市民生活に与える影響等を考慮いたしますと、慎重な対応が必要であると考えておるところでございます。

二点目の基地内外での有害廃棄物の処理についてでございますけれども、在日米軍基地等の環境汚染にかかわります、いわゆるレイ報告につきまして、横田基地についてはどうか。国に確認いたしましたところ、政府といたしましては環境庁、労働省、防衛施設庁及び外務省にまたがる事柄であるので、外務省が窓口になり、在日米軍基地の状況について米軍へ問い合わせをしているとありますが、横田基地につきましては環境汚染の問題はないと、そういうふうなことでございました。本件に關しましては司令官

からも同様の回答をいただき、今ひとまず安心をいたしているところでございますが、その際、今後とも環境の保全には万全を期されるよう要請をいたした次第でございます。

なおごみ処理の状況や地下水、雨水排水の水質関係等の御質問につきましては、それぞれ担当より答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

それから三点目のE2C及びS3Bの市内訓練についてでございますけれども、本件につきましては、一月三十一日及び二月二十一日に、国よりそれぞれ二月三日から七日までの五日間と、二月二十四日から二十八日までの五日間にわたり、E2C及びS3Bにより訓練を行うとの通告がございました。時間は二月三日からの訓練については、午後二時から五時と、六時から九時三十分まで、二月二十四日の訓練では昼間の時間は同じでございますけれども、夜間につきましては六時から十時までとのことでございました。

通告と同時にその場で強く中止要請を行うとともに、翌二月一日と三日に国及び基地に対して中止要請を行うとともに、議長、そして基地対策特別委員会の委員長ともども、外務省及び防衛施設庁に出向き、直接中止要請をいたしたわけであります。また二月二十一日の通告につきましては、二十一日に国及び基地に対しまして、議長と基地対策委員長連名の中止要請ともども、おのおのE2Cに加え、騒音量のより高いジェット機でありますところのS3Bにまで拡大実施され、この訓練が実施されることは、周辺住民、自治体の苦悩に対する配慮を全く欠いたものであり、到底容認できるものではないと強く中止要請を行ったところでございます。五市一町におきましては、六市町長連名により、二月一日と二十一日に国及び基地司令官に対し、強く中止要請を行ったところでございます。

また東京都でも三日と二十四日にそれぞれ中止要請をされたところでございました。しかしながらこのような再三にわたる中止要請にもかかわらず、極めて遺憾なことに訓練が実施されたことは御承知のとおりでございます。市といたしましては訓練が始まると同時に、連日国及び基地に対しまして強く抗議及び中止要請を行ったところでございます。

飛行回数の詳細につきましては、担当部長より答弁いたさせていただきますが、この間における飛行回数は、昼夜間を含めまして、千三百三十回、苦情件数は八十四件でございました。

なお米空母インディペンデンスは、二日に出航したとのことでございますけれども、今後も訓練が実施されるような場合におきましては、その都度強く抗議及び中止要請を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

四点目の十二月から二月期の離着陸数につきましては、担当部長より答弁いたさせていただきますのでよろしくお願いいたしますと存じます。

次にごみ対策について御答弁を申し上げます。

一点目の牛乳パックなどのリサイクルについてでございますけれども、牛乳パック等のリサイクルにつきましてはごみ減量、森林資源保護にもつながり、ごみ減量推進協議会でも検討され、御意見をいただいておりますのでございます。市といたしましても昨年の十一月に、市の広報、清掃だよりにも掲載をいたしました、本格的な回収を始めました。ことしの一月までは、市の窓口まで持参していただき、数量が多い場合には、市の方から回収に伺っております。また広報、清掃だよりの中で、牛乳パック等の取り扱い店を募集いたしましたところ、二十一店舗が協力していただけることになり、二月から回収いたしております。現在まで、約一・五トン、四万五千枚のパックを回収いたしましたところでございます。

なお、これら回収された牛乳パック等は、最終的には静岡県富士市にあります工場で、トイレトーパーに再生されますが、再生工場が少なく、全国的にリサイクル化が普及してきたために、牛乳パック等が過剰きみであると、そんなふう聞いております。今後の問題といたしまして、再生されたトイレットペーパーを、消費者の皆さんが一人でも多く使っていただくことが大事なことでございまして、PRに努めてまいりたいと思っておりますが、それと同時に、公共施設でも積極的に使用していくよう、検討させていただいておりますのでございます。

次に二点目の市役所内における再生紙の利用状況及び古紙の再利用についてでございますけれども、市役所を初め市の施設につきましては既に再生紙の使用についてはかなり定着しつつあり、本庁舎の印刷物の紙の使用内容を見ますと、平成二年度が再生紙の使用割合が全体の七九・五％でございましたが、平成

三年度の現状では八七・九％と、再生紙の使用割合が多くなっております。したがって、今後さらに周知徹底を図り、再生紙の使用を図っていきたいと考えております。

また、市役所から出ます古紙等の資源再利用につきましましては、各職場に紙等の収集箱を置き、それぞれの職場でシュレッダーにかけて業者に出しており、このものについても年々量的にふえており、順調に進んでいるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、市が率先垂範して取り組んでいくことが市民に対し、資源の重要性を十分に認識してもらうためにも大切なことでございまして、今後もそういった意味で積極的に進めてまいりたいと、かように思っております。

次に、三点目の不燃ごみの収集方法でございすけれども、このことにつきましては過去に遠藤議員さんから御指摘をいただいているところでございます。現在、不燃ごみ収集は市内四地区に分けて、回転式パッカー車二台と、それから箱型トラック三台で収集をいたしております。二年前までは、全部トラック型によるものでございましたが、作業員の安全管理、あるいは健康管理上、またごみの飛び散りの防止等によりまして、一部パッカー車に切りかえをさせていただいた経緯がございます。当時の御指摘の中では、いわゆる生き瓶として出された瓶類がパッカー車により、壊れる心配があるとのこととございました。しかし現実には、箱型のトラックのときでも、生き瓶として使用できるのが約三％というふうな程度でございました。まして、パッカー車に切りかえをしたものでございすので、御理解をいただければと思います。

さて、不燃ごみの中にはかなり缶や瓶等の資源が多く含んでいることから、リサイクルセンターで選別して、資源化を図っているのが現状でございます。ごみのリサイクル化につきましては、ごみ減量推進協議会でも検討され、いろいろ御意見をいただいているところであります。検討の結果、平成四年度七月から可燃ごみの中の古紙、ダンボール等、また不燃ごみの中の缶、あるいは瓶を含め「資源の日」を設置いたしました。一週間に一回、地域ごとに回収する予定でございす。現在のところ箱型トラックを使用し、収集する予定でございす。御指摘のリフト付きにつきましては、今後検討はしてまいりたいと、かように思っております。

それから次に、情報公開についての御質問に答弁をさせていただきます。まず情報公開条例の制定についてでございますが、既に何回か御答弁申し上げておりますように、条例の制定までには文書管理の改善、制度の内容の決定、制度の周知等の課題を一つ一つ段階的に整備していかなければならないと考えております。現在、これらのうちの文書管理の改善に取り組んでいるところでございす。文書管理の改善につきましては、基本的事項等を内部の文書管理プロジェクトに検討させ、この検討結果に基づいて文書担当に具体的な文書管理の方法等を研究させておりましたが、このほどこれがまとまりまして、新しい文書管理システム案ができました。

したがって、取りあえず本年の四月から一年間、新システムによる試行を実施していきたいと考えております。新システムは文書を適正に管理することはもちろんのこと、情報公開制度の実施に対応できるように、文書の分類を各書式ごと、業務別に細分して、文書の検討を容易に図ることを主眼に整備いたしました。

さらに、新システムは、今後の情報公開制度の内容を決定していく上で、検討しようとするために既に情報公開を実施している東京都等の制度の内容を参考にいたしました。内部事務レベルの文書公開区分基準を定め、一般的に公開できるとされている文書の個人情報等の公開で、できないとされている文書に色分けをすることいたしました。

今後はこれらをもとにいたしまして、内部において公開、非公開情報の基準、あるいは実施期間や公開請求できるものの範囲等の制度の内容を検討し、さらに議員並びに市民の皆さんの御意見もいただきながら、条例の制定に向けて努力をしてまいりたいと、かように存じております。

次に、個人情報の保護についてでございますが、個人情報の保護につきましては、情報公開と相互関係にあるということは周知のとおりでありますけれども、情報公開においては市政に関するすべての情報を公開することが原則であります。一方情報公開によって個人情報が無制限に利用されたり、あるいは個人のプライバシーが侵害されるようなことがあってはならないわけでございす。このために個人のプライバシーの侵害を未然に防止し、これを守るための個人情報の保護制度が必要でございす。特に事務処理